

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進について大阪府庁 咲州庁舎に訪問しました。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進とは、高齢者や低所得者、外国人など入居を拒まない賃貸住宅の登録制度のことです。
登録の管理は各都道府県で行っており、現在進めているところですが、なかなか登録が進まないのが現状です。
大阪府は全国で一番登録数が多く、その進め方について視察をして参りました。(文責:安藤友貴)

